

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

令和 年 月 日

久留米工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、久留米工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が久留米工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を**本人**が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者記入欄	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒	都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別		<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)		年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
	<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
	国立高等専門学校機構における授業料免除 (以下、「高専免除」という。) 記入欄(*) ※高専免除に申請する場合のみ記入してください (申請しない場合は記入不要)。 ※記入に際しては、令和6年度授業料免除要項の2を確認のうえ記入してください。				
	1. 申請希望 (高専免除に申請する場合、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付けてください。) <input type="checkbox"/> 令和6年度後期の授業料免除の許可を受けたく、申請します。				
2. 申請区分 (いずれかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付けてください。) <input type="checkbox"/> A. 災害等による特別な事由 <input type="checkbox"/> B. その他特別な事由					
3. 状況を詳細に記入してください。					
保護者	保護者 (主たる学資負担者)		(申請者との続柄)		
	氏名 (自署)				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、[家計状況届出書]（※）の提出が必要です。更に、本校に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて[編入学・転学の履歴]（※）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて[家計の急変に係る申告書]（※）の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、いずれも提出は不要です。）
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本校に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
①卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
②定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。
- ※ [家計状況届出書]・[編入学・転学の履歴]・[家計の急変に係る申告書]が必要な場合は、申告用の用紙を別途お渡ししますので、本校学生課学生生活支援係に申し出てください。